

旧(現行)	新(改正)	備考
<p>(第1条省略)</p> <p>(目的) 第2条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関する協議を行う</p> <p>(第3条～第5条省略)</p> <p>(総会) 第6条 総会は、委員をもって構成する。 2 総会は、会長が招集する。 3 総会は、次に掲げる事項を協議し、議決する。 (1) 協議会の規約の制定及び改廃に関する事項 (2) 地域公共交通計画の作成及び実施に関する事項 (3) 事業計画の決定及び事業報告の承認に関する事項 (4) 予算の決定及び決算の承認に関する事項 (5) 協議会の解散に関する事項 (6) その他協議会の運営上必要と会長が認めた事項</p> <p>(第7条省略)</p> <p>(分科会) 第8条 第3条各号に掲げる事業について専門的な調査又は検討を行うため、必要に応じて協議会に分科会を置くことができる。 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、前2条の規定に準じて会長が別に定める。</p>	<p>(第1条省略)</p> <p>(目的) 第2条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関する協議を行うとともに、<u>道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき地域における需要に応じた地域の住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他の旅客の利便性の増進を図るよう、地域の实情に即した輸送サービスの実現に必要な事項等について協議を行う</u>ために設置する。</p> <p>(第3条～第5条省略)</p> <p>(総会) 第6条 総会は、委員をもって構成する。 2 総会は、会長が招集する。 3 総会は、次に掲げる事項を協議し、議決する。 (1) 協議会の規約の制定及び改廃に関する事項 (2) 地域公共交通計画の作成及び実施に関する事項 (3) 事業計画の決定及び事業報告の承認に関する事項 (4) 予算の決定及び決算の承認に関する事項 (5) 協議会の解散に関する事項 <u>(6) 生活交通（地域住民の日常生活に必要不可欠なバス輸送サービスであって、他に代替できる公共交通機関がないものをいう。以下同じ）の確保に関する計画の策定、調整及びあり方等一般に関する事項</u> (7) その他協議会の運営上必要と会長が認めた事項</p> <p>(第7条省略)</p> <p>(分科会) 第8条 第3条各号に掲げる事業について専門的な調査又は検討を行うため、必要に応じて協議会に分科会を置くことができる。 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、前2条の規定に準じて会長が別に定める。 <u>(地域公共交通会議)</u> 第9条 <u>胆振地域の市町の区域に係る事項を協議するため、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条の2に定める地域公共交通会議が設置された場合、これを協議会の分科会とする。</u> <u>2 生活交通の確保に関する調整に際し、前項の地域公共交通会議の協議が調った場合は、当該地域公共交通会議の協議結果を協議会の協議結果とみなす。この場合における協議会の協議に係る権限は、地域公共交通会議に委任があったものとみなす。</u> <u>(北海道生活交通確保対策協議会との関係)</u> 第10条 <u>生活交通の確保に関する計画の策定に際しては、原則として、協議会の協議結果を北海道生活交通確保対策協議会の協議結果とする。</u> <u>2 協議会は、他の協議会との調整を要する事案等について北海道生活交通確保対策協議会の調整を求めることができるほか、生活交通確保の手法について助言・指導を求めることができる。</u></p>	<p>道路運送法の規定に基づく協議を追加</p> <p>胆振地域生活交通確保対策協議会協置要綱（以下「要綱」という。）第2条を追加。</p> <p>要綱第7条を追加</p> <p>要綱第8条を追加</p>

旧(現行)	新(改正)	備考
<p>(協議結果の尊重義務)</p> <p>第9条 委員は、協議会において協議が調った事項については、その結果を尊重しなければならない。</p> <p>(守秘義務)</p> <p>第10条 委員、第6条第10項及び第7条第9項の規定により総会又は幹事会に出席した者並びに第8条に規定する分科会に出席した委員以外の者は、個人情報その他協議会の運営上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。</p> <p>(事務局)</p> <p>第11条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。</p> <p>2 事務局は、北海道胆振総合振興局地域創生部地域政策課に置く。</p> <p>3 事務局には、事務局長、事務局次長その他必要な職員を置く。</p> <p>4 事務局長は、北海道胆振総合振興局地域創生部地域政策課主幹をもって充てる。</p> <p>5 事務局は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 総会等の運営に関する業務</p> <p>(2) 協議会の経費の執行及び管理に関する業務</p> <p>(3) 文書の收受、発送、編さん及び保存に関する業務</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項に関する業務</p> <p>6 前各項に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>(財務)</p> <p>第12条 協議会の経費は、負担金、補助金、繰越金その他の収入をもって充てる。</p> <p>2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>3 監事は、協議会の会計の監査を行ったときは、その結果を会長に報告しなければならない。</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>(協議会が解散した場合の措置)</p> <p>第13条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算し、清算後は、その結果を委員であった者に対し通知するものとする。</p> <p>2 協議会が解散する際に有する残余財産の処分は、解散を議決した総会の時に議決を経て、その取扱いについて決定する。</p> <p>(剰余金等の処理)</p> <p>第14条 協議会は、決算において、剰余金が生じた場合には、総会の議決を経て、これを処理しなければならない。</p> <p>2 協議会は、決算において、欠損金が生ずる見込みとなった場合には、総会の議決を経て、これを処理しなければならない。</p> <p>(事故の処理)</p> <p>第15条 協議会は、第3条各号に掲げる事業に起因する事故が生じたときは、総会の議決を経て、これを処理しなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規約は、令和5年4月4日から施行する。</p>	<p>(協議結果の尊重義務)</p> <p>第11条 委員は、協議会において協議が調った事項については、その結果を尊重しなければならない。</p> <p>(守秘義務)</p> <p>第12条 委員、第6条第10項の規定により総会又は幹事会に出席した者並びに第8条に規定する文化会に出席した委員以外の者は、個人情報その他協議会の運営上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。</p> <p>(事務局)</p> <p>第13条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。</p> <p>2 事務局は、北海道胆振総合振興局地域創生部地域政策課に置く。</p> <p>3 事務局には、事務局長、事務局次長その他必要な職員を置く。</p> <p>4 事務局長は、北海道胆振総合振興局地域創生部地域政策課課長をもって充てる。</p> <p>5 事務局は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 総会等の運営に関する業務</p> <p>(2) 協議会の経費の執行及び管理に関する業務</p> <p>(3) 文書の收受、発送、編さん及び保存に関する業務</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項に関する業務</p> <p>6 前各項に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>(財務)</p> <p>第14条 協議会の経費は、補助金、負担金、繰越金その他の収入をもって充てる。</p> <p>2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>3 監事は、協議会の会計の監査を行ったときは、その結果を会長に報告しなければならない。</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>(協議会が解散した場合の措置)</p> <p>第15条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算し、清算後は、その結果を委員であった者に対し通知するものとする。</p> <p>2 協議会が解散する際に有する残余財産の処分は、解散を議決した総会の時に議決を経て、その取扱いについて決定する。</p> <p>(剰余金等の処理)</p> <p>第16条 協議会は、決算において、剰余金が生じた場合には、総会の議決を経て、これを処理しなければならない。</p> <p>2 協議会は、決算において、欠損金が生ずる見込みとなった場合には、総会の議決を経て、これを処理しなければならない。</p> <p>(事故の処理)</p> <p>第17条 協議会は、第3条各号に掲げる事業に起因する事故が生じたときは、総会の議決を経て、これを処理しなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第18条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規約は、令和5年4月4日から施行する。 <u>この規約は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	<p>条の繰下げ</p> <p>条の繰下げ</p> <p>条の繰下げ</p> <p>機構改革により変更</p> <p>条の繰下げ</p> <p>条の繰下げ</p> <p>条の繰下げ</p> <p>条の繰下げ</p> <p>条の繰下げ</p>